

法改正に伴う 空家等対策計画の 見直しの ポイント

Ⅲ 法改正に伴う空家等対策計画の見直しのポイント

各フェーズの見直し

(1) 空家等の実態把握

① 所有者への報告徴収権を市町村に付与し、勧告・命令等を円滑化

改正空家等対策法では、特定空き家への勧告・命令等を円滑に行うため、市町村長に特定空き家の所有者等に対する報告徴収権が付与されました。

これにより、倒壊や保安上の危険がある「特定空き家」や管理不全な空き家の所有者に対し、管理状況の報告や資料の提出を求めることができるようになりました。

報告徴収を行うにあたっては、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に留意事項等の記載があることから、各種手続きの参考にしてください。

報告徴収を行うにあたっての留意事項等に係る記載（抜粋）

2. 特定空家等に対する措置の事前準備

(1) 報告徴収及び立入調査(法第9条第2項～第5項)

市町村長は、法第 22 条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる(法第9条第2項)。

イ 報告徴収を行う場合の留意事項等

市町村長は、所有者等に報告を求める場合は、その空家等の所有者等に対して、

- ・当該報告を求める対象及びその内容
- ・報告を求める期限
- ・当該報告徴収の責任者

を明確に示さなければならない。

また、報告徴収を行う際には、報告拒否又は虚偽報告は過料に処されることについても併せて示すべきである。

市町村長は、空家等の所有者等に対して、法第9条第2項に基づき空家等に関する事項に関し報告させるときは、その内容を正確に相手方に伝え、相手方への報告徴収の通知の到達を明確にすること等処理の確実性を期す観点から、書面(参考様式1-1)で行い、報告を求めることとする(参考様式1-2)。

その方法については、法令上に具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。報告徴収に係る通知は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該内容を了知し得るべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。(中略)

■参考様式1-1

<p>[参考様式1-1 : 第9条第2項 報告徴収書]</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇 殿</p> <p>〇〇市長 〇〇 〇〇 印 (担当 〇〇部〇〇課)</p> <p>空家等に係る事項に関する報告徴収書</p> <p>貴殿の所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の履行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。</p> <p>記</p> <p>1. 対象となる空家等 所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号 用途 住宅 所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇</p> <p>2. 報告を求める内容 （どのような報告を求めるのか、具体的に記載） （所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類等の添付書類を求める場合は、その旨を明記する。）</p> <p>3. 報告の提出先 〇〇市長 〇〇 〇〇 （担当：〇〇部〇〇課） 〇〇市△△町△丁目△番地△号 連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 ※様式1-2の報告書をもって、書面で提出すること。</p> <p>4. 報告徴収の責任者 〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇 連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>5. 報告の期限 〇年〇月〇日</p> <p>・上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられることとなります。 ・当該空家等が特定空家等と該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、所有者の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。</p> <p>52</p>	<p>・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内は、〇〇市長を被告として、処分や取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>53</p>
--	---

■参考様式1-2

[参考様式1-2 : 第9条第2項 報告書]

〇〇市長
〇〇 〇〇 殿
(担当 〇〇部〇〇課)

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第9条第2項に基づき、〇年〇月〇日〇〇第〇〇号により報告を求められた空家等に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等
所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 報告事項
（何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載）
（特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載）

3. 添付書類
（所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類）

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられることとなります。

54

「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」

② 電力会社等にある所有者情報を市町村が提供要請

空き家等の対策を進めるためには、対象となる住宅が空き家であることを円滑に判別する必要があり、所有者の把握が必要不可欠です。

改正空家等対策法では、市町村長は、対象となる「空家等に工作物を設置している者」に対して空家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができるとされており、電気・ガス供給事業者、ネットワーク事業者に対し、情報提供要請が可能となったことから所有者把握の円滑化が期待されます。

具体的な手順については、『空家等の所有者等の把握を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」第10条第3項に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供の求めについて』（国土交通省住宅局住宅総合整備課、事務連絡令和5年12月13日）において説明がされており、各事業者への情報提供依頼書の参考様式や情報提供依頼に関わる補足資料も併せて公表されていることから、これらを活かした効率的な所有者の把握に取り組むことが望めます。

■ 『空家等の所有者等の把握を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」第10条第3項に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供の求めについて』（国土交通省）

<p style="text-align: right;">事務連絡 令和5年12月13日</p> <p>各都道府県・市区町村空き家対策担当部局 御中</p> <p style="text-align: center;">国土交通省住宅局住宅総合整備課</p> <p>空家等の所有者等の把握を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」 第10条第3項に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供の求めについて</p> <p>第211回国会において、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が成立し、本日施行されました。同法による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）では、第10条第3項において、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる対象として「空家等に工作物を設置している者」を規定し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が空家等に工作物を設置している電気・ガス供給事業者等に対して情報提供を求めることができることを明確化致しました。</p> <p>これを踏まえ、市町村長が法第10条第3項に基づき、電気・ガス供給事業者への情報提供を求める際の方法等について下記のとおりお知らせ致します。なお、この点については資源エネルギー庁とも協議済みであり、資源エネルギー庁から電気・ガス供給事業者へ本件に関する周知がなされることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 電気・ガス供給事業者への情報提供の求めの流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村は調査対象である所有者等が把握できない空家等に関し、その所在地から電気・ガス供給に係るネットワーク事業者※を特定</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村からネットワーク事業者へ、当該空家等への電気・ガス供給に関する「小売事業者等の名称」などの情報提供を依頼</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ネットワーク事業者から市町村へ、当該空家等への電気・ガス供給に関する「小売事業者等の名称」などの情報を提供</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村から当該小売事業者等へ、当該空家等への電気・ガス供給契約に係る「契約者等」に関する情報提供を依頼</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">小売事業者等から市町村へ、当該空家等への電気・ガス供給契約に係る「契約者等」に関する情報を提供</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村は取得した「契約者等」に関する情報をもとに、「契約者等」に接触するなどして所有者特定を実施</div> <p>※ネットワーク事業者とは、電気については「一般送配電事業者」、ガスについては「一般ガス導管事業者」を指します。</p>	<p>2. 依頼先</p> <p>(1) 電気</p> <p>①調査対象の所在地を供給区域とする一般送配電事業者※ ※供給区域については各一般送配電事業者のHPにてご確認ください。</p> <p>②一般送配電事業者から回答を得た電気小売事業者等</p> <p>(2) ガス</p> <p>①調査対象の所在地を供給区域とする一般ガス導管事業者※ ※供給区域については各一般ガス導管事業者のHPにてご確認ください。</p> <p>②一般ガス導管事業者から回答を得たガス小売事業者等</p> <p>3. 依頼方法</p> <p>郵送にて情報提供依頼書（※）を送付</p> <p>※1：市町村から一般送配電事業者又は一般ガス導管事業者への依頼 添付資料①をご利用ください。</p> <p>※2：市町村から電気又はガス小売事業者等への依頼 添付資料②をご利用ください。</p> <p>4. その他（依頼の流れや留意点等）</p> <p>添付資料③をご確認ください。</p> <p>5. 問い合わせ先</p> <p>国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL：03-5253-8502（直通）</p> <p>6. <参考> 添付資料</p> <p>①情報提供依頼書（一般送配電事業者又は一般ガス導管事業者） ②情報提供依頼書（電気・ガス小売事業者等） ③補足資料</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

■ 情報提供依頼書(一般送配電事業者又は一般ガス導管事業者向け)(国土交通省)

情報提供依頼書	添付資料①ー 〇〇第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日
(一般送配電事業者名) 御中	〇〇市(区長村)長 〇〇 〇〇
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて(依頼)	
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。	
記	
1. 提供を依頼する対象	
(1) 電気の供給先となる空家等の所在地(住居表示) 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X	
(2) 当該空家等への電気供給に関する情報 電気メーター番号: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇 電柱番号: 〇〇〇〇	
2. 提供を依頼する情報	
1. (1) に所在する空家等への接続供給契約に係る以下の情報	
(1) 依頼日時点において接続供給契約が継続している場合	
①電気小売事業者等の名称 ②契約開始年月日 ③供給地点特定番号*	
(2) 依頼日時点において接続供給契約が廃止されている場合	
①直近の契約の電気小売事業者等の名称 ②直近の契約廃止年月日 ③供給地点特定番号*	
3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等 別紙参照	
4. 別添資料 電気の供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図	
5. 問い合わせ先 〇〇市役所 都市政策課 住宅・公共建築課 住宅政策担当(XXXX) 住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX	
【情報提供の依頼に係る留意事項】 ・本情報提供の依頼は法第10条第3項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第27条第1項)に該当します。 ・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第3項に定めたとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各区町村内部の情報(文書)管理ルールその他関係法令に限り、適正に管理いたします。	
※1: (1)、(2)のいずれも判明していない場合のみ。	
以上	
注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること	

添付資料①ー1別紙
根拠法令等 〇空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抄) (空家等の所有者等に関する情報の利用等) 第10条(略) 2(略) 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。
〇個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄) (第三者提供の制限) 第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～7(略)
〇「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン に関するQ&A(抄) Q1ー③ 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン(通則編)に記載されたもの(刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等)の他にどのようなものがありますか。 また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。 A1ー③ 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。 〇空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合 ～略～
〇電気事業法(昭和39年法律第170号)(抄) (一般送配電事業者の禁止行為等) 第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用に関する情報(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。)を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
〇電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(抄) (適正な競争関係を阻害するおそれがない情報) 第33条の6の2 法第23条第1項第1号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 ～①～(略) 四 前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第10条第3項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第11条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を約限に行うための措置を講ずるための情報であって、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれなく、かつ必要最小限のもの

情報提供依頼書	添付資料①ー 〇〇第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日
(一般ガス導管事業者名) 御中	〇〇市(区長村)長 〇〇 〇〇
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて(依頼)	
空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第10条第3項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。	
記	
1. 提供を依頼する対象	
(1) ガスの供給先となる空家等の所在地(住居表示) 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X	
(2) 当該空家等へのガス供給に関する情報(依頼日時点で判明しているもの) ガスメーター社番*: 〇〇〇〇 供給地点特定番号: 〇〇〇〇	
2. 提供を依頼する情報	
1. (1) に所在する空家等へのガス供給契約に係る以下の情報	
(1) 依頼日時点において供給契約が継続している場合	
①ガス小売事業者等の名称* ②託送供給契約開始予定日又は開栓作業年月日* ③供給地点特定番号*	
(2) 依頼日時点において閉栓されている場合	
①直近の契約のガス小売事業者等の名称* ②直近の契約の開栓作業年月日* ③供給地点特定番号*	
3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等 別紙参照	
4. 別添資料 ガスの供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図	
5. 回答期限 〇年〇月〇日	
6. 問い合わせ先 〇〇市役所 都市政策課 住宅・公共建築課 住宅政策担当(XXXX) 住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX	
【情報提供の依頼に係る留意事項】 ・本情報提供の依頼は法第10条第3項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」(個人情報保護法第27条第1項)に該当します。 ・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第3項に定めたとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各区町村内部の情報(文書)管理ルールその他関係法令に限り、適正に管理いたします。	
※1: 「ガスインフラ整備事業等に関する標準的な手続きマニュアル(電力・ガス取引監視等委員会)」に基づく用語 ※2: 新元ガス小売(ワンタッチ卸)事業者が存在している場合、可能であれば最終ガス小売事業者等の名称 ※3: 1. (2)のいずれも判明していない場合のみ。	
以上	
注: 各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること	

添付資料①ー2別紙
根拠法令等 〇空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抄) (空家等の所有者等に関する情報の利用等) 第10条(略) 2(略) 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。
〇個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄) (第三者提供の制限) 第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～7(略)
〇「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン に関するQ&A(抄) Q1ー③ 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン(通則編)に記載されたもの(刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等)の他にどのようなものがありますか。 また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。 A1ー③ 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。 〇空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合 ～略～

■ 補足資料(国土交通省)

情報提供依頼書	添付資料②-1 〇〇 第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日
〔電気小売事業者等名〕 御中	〇〇市（区長村）長 〇〇 〇〇
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて（依頼）	
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。	
記	
1. 提供を依頼する対象 (1) 電気の供給先となる空家等の所在地（住居表示） 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X-X (2) 当該空家等への電気供給契約に関する情報 契約状況：継続中（廃止済） 契約開始年月日（契約廃止年月日）：〇年〇月〇日 (3) 当該空家等への電気供給に関する情報 電気メーター番号：〇〇〇〇 供給地点特定番号：〇〇〇〇 電柱番号：〇〇〇〇	
2. 提供を依頼する情報 1. (1) に所在する空家等への電気供給契約に係る以下の情報 (本依頼日時点において契約が継続している場合) ①契約者名 ②契約者等の連絡先住所 [※] ③契約者等の連絡先（電話番号） (本依頼日時点において契約が廃止されている場合) ①直近の契約者名 ②直近の契約者等の連絡先住所 [※] ③直近の契約者等の連絡先（電話番号）	
3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等 別紙参照	
4. 別添資料 電気の供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図	
5. 問い合わせ先 〇〇市役所 都市政策課 住宅・公共建築課 住宅政策担当（XXXX） 住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX	
【情報提供の依頼に係る留意事項】 ・本情報提供の依頼は法第 10 条第 3 項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」（個人情報保護法第 27 条第 1 項）に該当します。 ・提供を受けた情報について、市区町村は同法第 10 条第 3 項に定めるとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各区町村内部の情報（文書）管理ルールその他の取扱い法に準じ、適正に管理いたします。	
※：判明した場合のみ、転居先等も含みます。	
以上	
注：各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること	

添付資料②-1 別紙
根拠法令等 〇空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抄） （空家等の所有者等に関する情報の利用等） 第 10 条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。
〇個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄） （第三者提供の制限） 第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～7（略）
〇「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A（抄） Q1-63 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外にも含まれるのですか。 A1-63 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。 ～略～ 〇空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合 ～略～

情報提供依頼書	添付資料②-2 〇〇 第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日
〔ガス小売事業者等名〕 御中	〇〇市（区長村）長 〇〇 〇〇
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて（依頼）	
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。	
記	
1. 提供を依頼する対象 (1) ガスの供給先となる空家等の所在地（住居表示） 〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X-X-X (2) 当該空家等へのガス供給契約に関する情報 契約状況：継続中（又は閉栓済） 託送供給契約開始予定日又は閉栓作業年月日 ^{※1} （又は閉栓作業年月日 ^{※1} ）：〇年〇月〇日 (3) 当該空家等へのガス供給に関する情報（依頼日時点で判明しているもの） ガスメーター社番 ^{※1} ：〇〇〇〇 供給地点特定番号：〇〇〇〇	
2. 提供を依頼する情報 1. (1) に所在する空家等へのガス供給契約に係る以下の情報 (本依頼日時点において供給契約が継続している場合) ①契約者等名 ②契約者等住所 ^{※2} ③契約者等連絡先（電話番号） (本依頼日時点において閉栓されている場合) ①直近の契約者等名 ②直近の契約者等住所 ^{※2} ③直近の契約者等連絡先（電話番号）	
3. 提供を依頼するにあたっての根拠法令等 別紙参照	
4. 別添資料 ガスの供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図	
5. 回答期限 〇年〇月〇〇日	
6. 問い合わせ先 〇〇市役所 都市政策課 住宅・公共建築課 住宅政策担当（XXXX） 住所 〇〇市〇〇町X-X-X 電話 XXX-XXX-XXXX	
【情報提供の依頼に係る留意事項】 ・本情報提供の依頼は法第 10 条第 3 項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」（個人情報保護法第 27 条第 1 項）に該当します。 ・提供を受けた情報について、市区町村は同法第 10 条第 3 項に定めるとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各区町村内部の情報（文書）管理ルールその他の取扱い法に準じ、適正に管理いたします。	
※1：「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル（電力・ガス取引能研等委員会）」に基づく用語です。なお、一般ガス導管事業者による当該年月日の始期の日付や予定日の変更等により、責任が保有している情報と異なる場合があります。	
※2：判明した場合のみ、転居先や常駐場所（当該空家が別荘の場合等）も含みます。	
以上	
注：各市区町村において、適宜下線を記入して活用すること	

添付資料②-2 別紙
根拠法令等 〇空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抄） （空家等の所有者等に関する情報の利用等） 第 10 条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。
〇個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄） （第三者提供の制限） 第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2～7（略）
〇「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A（抄） Q1-63 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外にも含まれるのですか。 A1-63 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。 ～略～ 〇空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合 ～略～

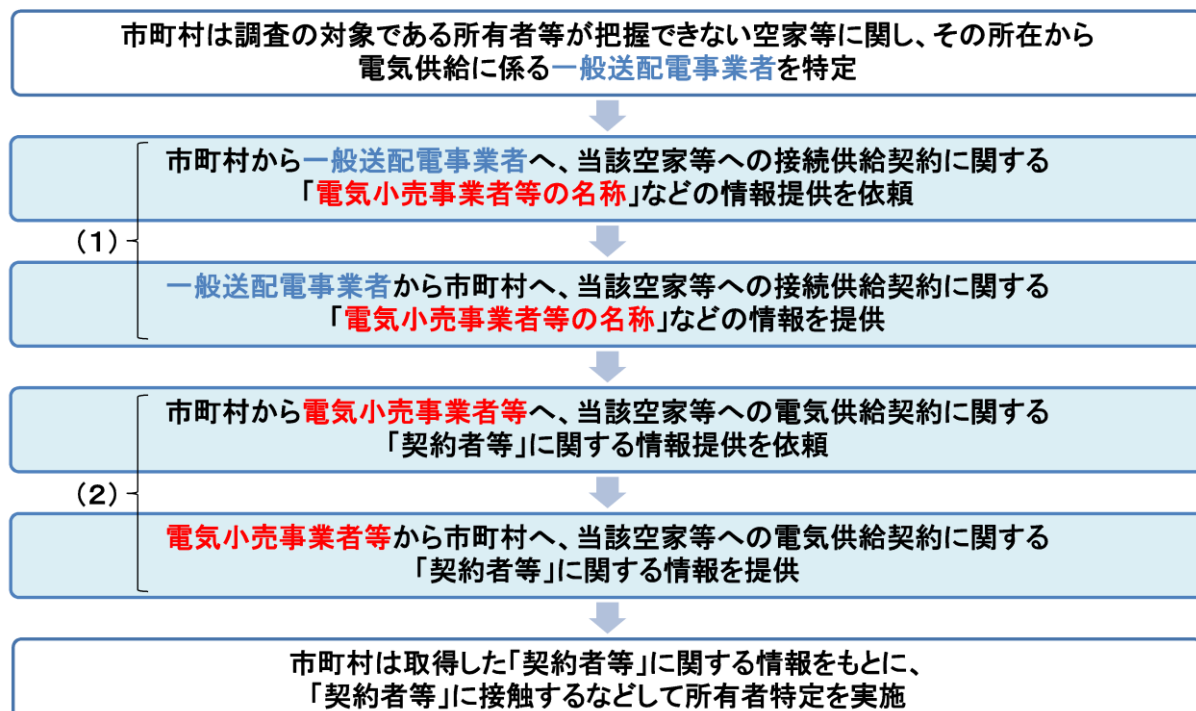
【補足資料】

電気供給事業者への情報提供の求めについて



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

市町村から電気供給事業者への情報提供依頼の流れ



※上記の流れのうち、色塗部分の詳細は次ページ以降に記載。なお、情報提供の流れが上記と異なるものもある。詳細は後述。1

【参考】「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」では、所有者等の特定に関わる調査手順の例として、下図を公表しています。

【別紙5】所有者等の特定に係る調査手順の例

